

静岡市職員の給与に関する条例等の一部改正について

静岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月8日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(静岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「30万8,000円」を「30万8,300円」に改める。

第31条第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に、「100分の50」を「100分の55」に改める。

附則第37項中「100分の1.275」を「100分の1.425」に、「100分の1.575」を「100分の1.725」に、「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改める。

第2条 静岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第31条第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に改める。

附則第37項中「100分の1.425」を「100分の1.35」に、「100分の1.725」を「100分の1.65」に、「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改める。

別表第4（3）医療職給料表（2）等級別基準職務表1級の項、2級の項及び3級の項中「栄養士」の次に「、調理栄養士」を加える。

(静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡市条例第124号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「には」の次に「、平成33年3月31日までの間」を加える。

(静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成28年静岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「当分の間」を「平成33年3月31日までの間」に改める。

(静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第5条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年静岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条から第4条まで及び第6条の規定 平成30年4月1日

(2) 附則第4項の規定 平成33年4月1日

(適用)

2 第1条の規定による改正後の静岡市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第13条の2第1項の規定は平成29年4月1日から、改正後の給与条例第31条第2項及び附則第37項の規定並びに第5条の規定による改正後の静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)第9条第2項から第4項までの規定は平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の静岡市職員の給与に関する条例又は第5条の規定による改正前の静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を削り、附則第6項を附則第5項とする。

附則第7項及び第8項を削る。